

平成29年度 一般会計歳出 第2款1項1目 政策調査費 13節(01) 委託料(費用)
一般会計歳出 第4款1項4目 観光MICE振興費 13節(01) 横浜セールス強化事業
一般会計歳出 第7款7項4目 環境衛生指導費 13節(01) 検査その他委託料(費用)
一般会計歳出 第10款1項1目 建築行政総務費 13節(01) 調査・測量委託等

委託番号

連絡先

政策局政策部政策課 石川、小野

電話 045-671-3477

設 計 書

委 託 名 横浜市内民泊施設等に関する調査業務委託

履 行 場 所 横浜市内

履 行 期 間 契約締結の日から 平成29年10月31日まで

契 約 区 分 確定契約 概算契約

前 払 い 金 あり なし

部 分 払 い あり(回以内) なし

委 託 概 要 (1)市内民泊施設に関する調査

(2)関連事業者等へのヒアリング調査

(3)集計

(4)報告書の作成等

金抜き設計書

委 託 内 訳 書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			円	円	
	式	1			
(1) 市内民泊施設に関する調査	式	1			内訳書 第1号
(2) 関連事業者等へのヒアリング調査	式	1			内訳書 第2号
(3) 集計	式	1			内訳書 第3号
(4) 報告書の作成等	式	1			内訳書 第4号
直接経費					内訳書 第5号
	式	1			
(直接原価) 計					
一般管理費等					
	式	1			
(業務価格) 合計					
消費税及び地方消費税相当額	式	1			業務価格×8%
委託費計					

横 浜 市 政 策 局

内 訳 書

第 1 号

(1) 市内民泊施設に関する調査

名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人/日				
技師 (A)	人/日				
技師 (B)	人/日				
技師 (C)	人/日				
技術員	人/日				
小計	人/日				

内 訳 書

第2号

(2)関連事業者等へのヒアリング調査

名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人/日				
技師（A）	人/日				
技師（B）	人/日				
技師（C）	人/日				
技術員	人/日				
小計	人/日				

内 訳 書

第 3 号		(3)集計				
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人/日					
技師 (A)	人/日					
技師 (B)	人/日					
技師 (C)	人/日					
技術員	人/日					
小計	人/日					

内 訳 書

第 4 号		(4) 報告書の作成等				
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人/日					
技師 (A)	人/日					
技師 (B)	人/日					
技師 (C)	人/日					
技術員	人/日					
小計	人/日					

内 訳 書

第5号

直接経費

名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費	式	1.0			
小計	式	1.0			

横浜市内民泊施設等に関する調査業務委託 仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本特記仕様書は、「横浜市内民泊施設に関する調査業務委託」に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、横浜市委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

(3) 履行場所

横浜市内

(4) 履行期限

平成 29 年 10 月 31 日

2 業務の目的

横浜市内でインターネットを介して民泊サービス（住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの）を行っている施設の状況を把握するとともに、民泊事業者、民泊業務代行事業者、施設周辺の市民等へのヒアリング調査を通じて、今後成立が見込まれる住宅宿泊事業法案への本市の対応を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 業務の内容

(1) 市内民泊施設に関する調査

横浜市が提供する市内民泊施設（約 450 件）のリストに基づき、以下の内容を調査する。

※リストの概要：施設所在地、施設所在区（推定）、運営者、物件タイプ、1泊あたりの料金、宿泊可能人数、最低宿泊日数、掲載サイト名および URL、旅館業の許可状況 等

ア 調査項目

- (ア) 所在地
- (イ) 運営者
- (ウ) 物件タイプ（マンション、戸建て、その他）
- (エ) 部屋タイプ（一棟貸切、一室貸切、ルームシェア等）
- (オ) 一泊あたりの料金（最低料金及び最高料金）
- (カ) 宿泊可能人数
- (キ) 最低宿泊日数
- (ク) インターネットサイトのレビュー数
- (ケ) 旅館業法の届出の有無
- (コ) 所在地の都市計画法における用途地域の種別
- (ク) その他

イ 調査方法

- (ア) インターネット掲載情報等を利用してアの調査項目を調査する。

(イ) (ア)の調査対象施設から現地調査及び関連事業者等へのヒアリング調査を行うサンプル(15～20件程度)の抽出

(2) 関連事業者等へのヒアリング調査

(1)イ(イ)で抽出した施設の現地調査及び関連事業者等へのヒアリングを行う。

ア 調査対象

- (ア) 民泊事業者
- (イ) 民泊業務代行事業者
- (ウ) 民泊施設の周辺住民

イ ヒアリング項目

- (ア) 民泊に対する考え方や運営状況等
- (イ) その他

(3) 集計

ア (1)アの市内民泊施設の調査項目毎の集計を行う

(区ごとの施設数・施設タイプ、区・施設タイプ別の旅館業法の許可の有無、用途地域の適合性、民泊事業者の所在地、宿泊可能人数、最低宿泊日数、1人あたりの宿泊料金等※)

イ (1)イ及び(2)ヒアリング結果に基づく集計を行う

(民泊施設に対する考え方や施設の運営状況に関する周辺住民の全体的な傾向、戸建て住宅における傾向、集合住宅における傾向、民泊事業者の傾向、民泊業務代行事業者の傾向等※)

ウ その他

※京都市民泊実態調査を参照のこと

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000197/197448/minpakutyousa.pdf>

(4) 報告書の作成等

業務の進捗に合わせて、委託者と受託者で4回以上(業務着手時、中間報告、納品時、その他)の打合せを行い、調査の結果を踏まえた報告書を作成する。

4 成果品

市内民泊施設に関するリスト(EXCELデータ):電子データ(CD-R格納)

報告書:A4判50ページ程度・製本5部及び電子データCD-R格納)

集計全データ:電子データ(CD-R格納)

ただし、平成29年8月中旬の指定する日までに中間報告書を提出すること。また、平成29年9月30日までに最終報告を行い、同年10月31日までに報告書を作成すること。

5 その他

(1) 受託者が横浜市に所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者

の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。

- (2) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (3) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典などはすべて明確にしなければならない。
- (4) 業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (6) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (8) この仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。